

四

此歐羅巴に於ける空前の大戦争に付、我が日本の執るべき態度は二あらうと思ふ。即ち左の如くである。

一、日本は全く戦争の外に立ち、而して機會あらば調停者の地位に居りて、歐羅巴の外交に容喙するの權利を得る事、並に東洋に於て何等拘束を受けず。自由に使用し得る所の強大なる兵力を有して居る唯一の國として其國威を宣揚するの機會を忘れざる事。

二、今回の戦争に英國と協同の態度を取り之に依つて歐羅巴の外交に關して容喙するの權利を得る事。且つ媾和の際に於て我國の利益を確むる事。

世間の人は往々我國は、今回の戦争に於て日英同盟協約により、戦争の結果支那に於ける英國の領土權又は特殊利益が、侵されんとする場合に於ては、假令戦争の原因が如何なることであつても、我國には同盟上の義務があるから、戦争に加はらなければいかぬと云ふ様に考へて居るが、是は間違である。若し英國が挑発することなくして、獨逸又は澳太利より攻撃を受けたるに依り、又は獨逸若しくは澳太利の侵略的行動に依りて戦争に加はるに至りたる時には、日英同盟協約上の義務として、該協約前文に記載してある所の、支那に於ける

同盟國の領土權又は特殊の利益が侵されんとする場合には、我國が應援するの義務があるけれども、然らざる場合に於ては同盟協約の嚴格なる義務としては、應援の義務はないと言はなければならぬのである。然るに今回の戦争に於て英國が戦争に加はるに至つたのは、英國より挑発せずして獨逸より英國が攻撃を受けるに至つたと云ふことも言ひ難いのである。又獨逸の英國に對する侵略的行動に依り戦争に加はると云ふことに至つたと云ふことも難しいのであるから、我國には假令英國が日英同盟協約の前文に掲げてある所の利益、即ち同盟國の一方の領土權若しくは特殊利益を侵害せられんとする場合でも、之を防護する爲め戦争に加はる義務はないのである。

五

此日英同盟協約の前文に掲げられてある所の、同盟國の領土權又は特殊利益と云ふことはどう云ふことであるかと云ふことに關しては、協約の前文に於て協約の目的として掲げてある所に依つて之を知ることが出来るのである。

イ、東亞及び印度の地域に於ける 全局の平和を確保する事。
ロ、支那の獨立及び領土權の保全並に支那に於ける列國商

工業に對する機會均等主義を確實にして以て支那に於ける列國共通の利益を維持する事。

ハ、東亞及び印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し並に該地域に於ける特殊利益を防護する事。

即ち是である。假令我國は日英協約上の義務として戦争に加はらなければならぬと云ふことはなくとも、政治上の考慮に依つて、同盟國たる英國と或點迄は行動を共にし、戦争に加

はることあり得べきも、斯の如き場合に於ては同盟上の義務として戦争に加はる場合と異にして、戦争に加はることに依つて得る所の我國の利益に關して、明白なる籌度があつて初めてやるべきことである。
此度の戦争は、世界に於ける空前の大戦争であつて、其影響の及ぶ所も大なるものがあるから、我が國民たる者も此際其態度に就ては十分なる熟慮を要するのである。

歐洲大戦亂の真相

ドクトル・オプ・フキロンフキ

長瀬 鳳 輔

(一)

噫、悲酸なる世界的大戦亂は突如として歐洲全土に互つて勃發した。此の結果、ハーグの平和殿も愈よ「偽善殿」たるの名を免かれぬことゝ爲つた。カネギーの平和財團も一個半錢の效果だも收さめ得なかつた。三十年來の歴史を有する萬國平和協會も竟に無意味の結社と化し了はつた。一時洛陽の紙價を高からしめたるノルマン、エンゼル氏の新平和論も、今や却つてその書名の如く「一大迷想」として殆んど人の之を顧み

るもの無きに至つた。斯くの如くにして平和と文明とは必ずしも相併進するものに非ずとの眞理の事實に於て證明せられたると同時に、現世界が中世紀の暗黒時代に復歸したるが如きの觀あるのである。
然るに又今回の事、急轉直下、疾雷耳を掩ふるに暇あらざるの勢を以て突發し、人をして呆然自失只意外の感を禁じ能はざらしむるも、退いて之を冷靜に觀察すれば、是れ偶然の出來事に非ずして、勢ひ避く可らざる必然の結果たるを發見するに難からざるものである。

(一)

抑も今次禍亂の直接原因として視るべきものは、人も知る如く、去六月廿八日、奧國皇儲フランツ、フェルデナンド大公及び同妃殿下がボスニアの首府サラゼヴォに於て、兇漢の爲めに非命の最期を遂げられたるの椿事、即ち是なのである。稍や少しくその兇變當時の實況に就て述べんに、初めフェルデナンド大公は夫人同伴第十五及び第十六軍團の塞爾維黑山國聯合軍を想定敵とせる大演習視察の爲めボスニアに赴かれ、演習終了後サラゼヴォ市廳の歡迎會に臨まれんとしたるに、路に皇儲を要して爆彈を投ずるものありしも、幸にしてその難を遁がられた。然るに、市廳よりの歸途、不慮の災難を蒙むりたる負傷者を慰問せんが爲め無蓋自動車を驅りて病院に赴かれんとするの際、又も兇漢の襲ふ所と爲り、同妃諸共その拳銃彈を受けて間もなく落命せられたのである。斯くて兇徒及び連累者は官憲の手に依りて逮捕せられたるが、プタベストに於て審問の結果、兇漢のプリンチツプ（十七歳の中學生）は塞國首府ベルグラードに在る大塞爾維協會（ナロード、オドブラナ）の幹部員に使嗾せられたる事を逐一自白し、又塞國參謀次長ブリビチエウイツツはその陰謀巨魁であり且つ他の將校が兇漢に爆彈を交附したる事も明白と爲つ

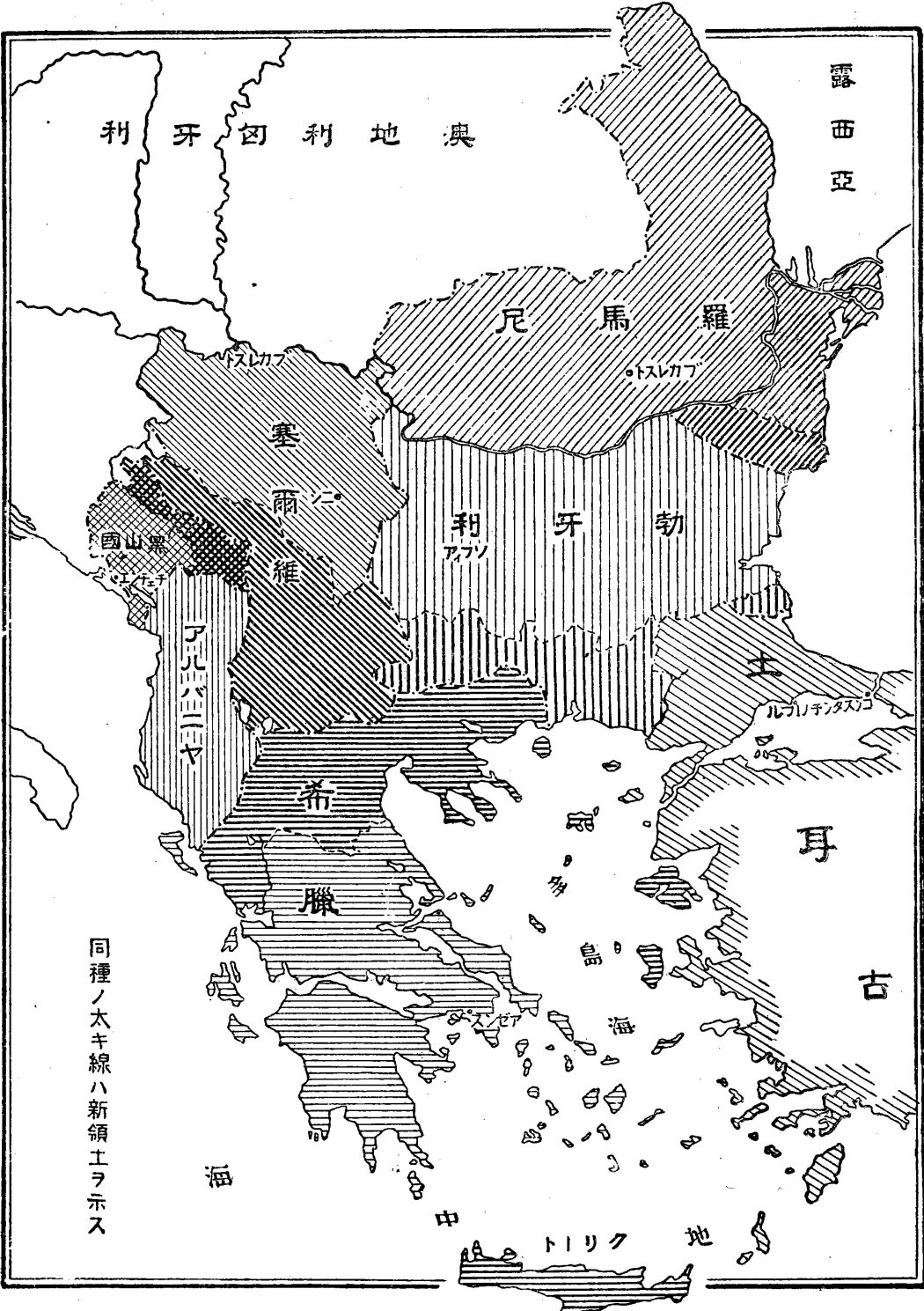
た。而かも右の陰謀には多數の將校、商人、法律家、議員等も參加し、政府も陰かに之に補助金を支給したるもの、如く又如何にその計畫が大規模にして且つ用意の周到であつたかは、晩餐の食卓下に時計仕掛の自働爆彈が装置せられ、或は大公妃の寢臺にも爆彈の仕掛あり、此の外又七個の爆彈を所持せる一婦人の捕縛せられたる等の如き事實に徴するも思半ばに過ぐるであらう。

(三)

此の兇變の一度維也納に傳はるや上下の驚駭一方ならず、當時イシールに静養中なりしフランツ、ヨセフ皇帝は八十四歳の高齢にして特に病後の身に渡らせられたる御事として、その御愁歎目も當てられぬ程であつたが、不取敢故大公の姪カール、フランツ、ヨセフ（本年正に廿七歳）が新皇儲として發表せられた。

其の後前記の如く暗殺事件審問の結果、全つたく大塞爾維黨の陰謀に成れること愈よ明白と爲るに及び、奧國人民の激昂は殆んどその極度に達し、排塞示威運動は到る處に於て開始せられ、一日一團の群衆は塞國公使館を襲撃してその國旗を燒棄て、更に進んで露國大使館にも推寄せんとしたるも、憲兵隊の爲めに制止せられて遂に解散した。又新聞紙の如き

巴 拿 蘭 半 島 現 狀 圖



歐洲大戰亂の真相 (長瀬風輔)

同種ノ太キ線ハ新領土ヲ示ス

も熾かんに排塞説を唱へ、且つ政府に向つて強硬の態度に出でんことを迫まつて已まなかつた。

此の時匈牙利内閣も大に埃國民に同情を表し、非公式に塞國政府を痛たく攻撃した、國內の輿論斯くの如くなりしを以て、遂に七月七日埃國連合の臨時内閣會議を維也納に開催し、暗殺事件と大塞爾維主義運動との關係に就て充分の調査を行ふことに決議した。

(四)

一方塞國政府は此の兇變に關係せりととの非難に對して極力抗議すると同時に、努めて大塞爾維主義運動を警戒せんことを聲明した、されど激昂せる人心は容易に鎮定すべくもあらず、埃國の排塞示威運動に對抗して或は多瑙河航行の埃國汽船にボイコットを行なひ、或は塞國在住の埃國人に對して危害を加へんとした。又各新聞紙は激烈なる言辭を弄して排埃論を逞ふし、若し一朝塞國にして埃國に對し何等かの義務を負ふに至らば、政府は忽ち國民の反抗に遭遇すべしと絶叫し、日に益々險惡の形勢を示した。

此の時即ち七月上旬に當り、早やくも倫敦其の他の電報は埃國軍隊の一部已に動員せられて、ボスニアの塞國々境に配置せられたるを報じ、次いで又塞爾維及び黒山國も切り

られたることを明かにせり。且つ右暗殺用武器 輸送は實に塞埃國境に駐在せる高級軍人に依りて行はれたるなり。

事實以上の如くなるを以て埃國政府は塞國政府に對して左記の條項を要求す。

一、塞國新聞紙の第一頁に塞國人の反埃的志趣の不正不當なることを宣明し、且之に伴なへる行為を禁止する最も厳肅なる宣言を發表し、之と同時に又同文の陸軍令を發して各軍隊に之を交付すべき事。

二、塞國政府は塞國新聞紙が塞國民の埃國民に對する憎惡輕侮心を助長するが如き言語を使用することを嚴禁すべき事。

三、直ちに國民共勵協會の解散を命じ、尙將來同一性質の團體の再び組織せられざる様、豫かじめ之を禁止するの手段を採るべき事。

四、排埃運動に参加せる總ての官吏軍人を直ちに免黜すべき事。

五、塞國各學校に使せらるる教科書中より苟くも排埃運動を助長するが如き事項を除外すべき事。

六、塞國に於て行はれんとする暗殺陰謀の調査に當たつては、埃國政府代表者の之に参加するを承諾すべき事。

七、暗殺者關係者の處罰は埃國政府監督の下に之を行ふべ

に戦備に汲々としつゝあると傳たへられたるが、同月二十一日に至り埃國新聞紙は一切軍事的行動に關する記事の掲載を禁止せられた。

(五)

斯くて七月二十三日午後六時埃國政府は、塞國政府に對して大要左記の如き最後の通牒を發した。

塞國政府は千九百八年埃國のボスニア及びヘルツェゴヴイナ併合當時最早復た埃國の兩州併合に對して妨害を加へざるを約したるにも拘はらず、爾來塞國人民は政府の目前に於て右の約束を履行するに於て全然誠意を缺けり即ち埃國に屬する南方スラヴ各州と塞爾維とを統一せんとするの運動開始せられ、而かもその運動には恐怖的行爲と教唆と相伴なひつゝあり。然るに塞國政府は各州の團體に依りて行はるる埃國に對する犯罪的活動を黙認し、又新聞紙の埃國皇儲暗殺に對する賞賛的言辭を掲載するを黙認し、尙甚しきに至りては官吏軍人にして埃國の保安を破らんとするの運動に参加するを禁止せざりしなり。而してサラゼヴォに於ける皇儲暗殺者等の自白は該陰謀がベルグラードに於て企てられ、銃器爆彈が同市民共勵協會(即ち大塞爾維主義の結社)に屬する官吏軍人より供給せ

本通牒に對する回答は土曜日(二十五日)午後六時迄に之を爲すべし。

同時に埃國 外務省は塞國問題に關しては如何なる仲裁をも受くるを好まざる旨を聲明した。

斯くて塞國政府は七月廿五日後六時の期限前に於て回答を與へた、埃國要求の大部分は之を承認するも、その主要なる條件即ち排埃運動に塞國軍人の参加を禁ずる事並に暗殺事件に關する審問に埃國官憲を立會はす事等を斷然拒絶した仍つて埃國政府は之を以て不満足なるものなりと爲し、午後六時駐塞埃國公使は直ちにベルグラードを引揚げ、茲に兩國の國交斷絶を見るに至つた。

同日午後三時塞國政府は全國軍の動員を令し、王室及び政府はベルグラードを撤退して、ニツシュに移り、遂に七月廿七日ベルグラード下流約四千吉米なるテメスクビン附近に於て塞軍の一小部隊が埃軍に向かつて砲撃するに及び、茲に始めて交戦状態に入つたのである。

(六)

以上は是れ埃塞兩國の開戦を見るに至りたるの迄の經過であるが、之に據れば一見單に埃國皇儲暗殺事件より起た



市オヴセラサのたれき殺暗の下殿兩紀同及儲皇國奧

るものゝ如きも、その實他に深き遠因の存するのである。されば人若し此の遠因を審かにするに非れば、今回歐洲一般の大戦亂を誘致するに至りたる真相を明かにすることは到底不可能

である。請ふ之に就て説かん。

(七)

先づ埃國側より説き起さん。何故に同國政府が皇儲暗殺

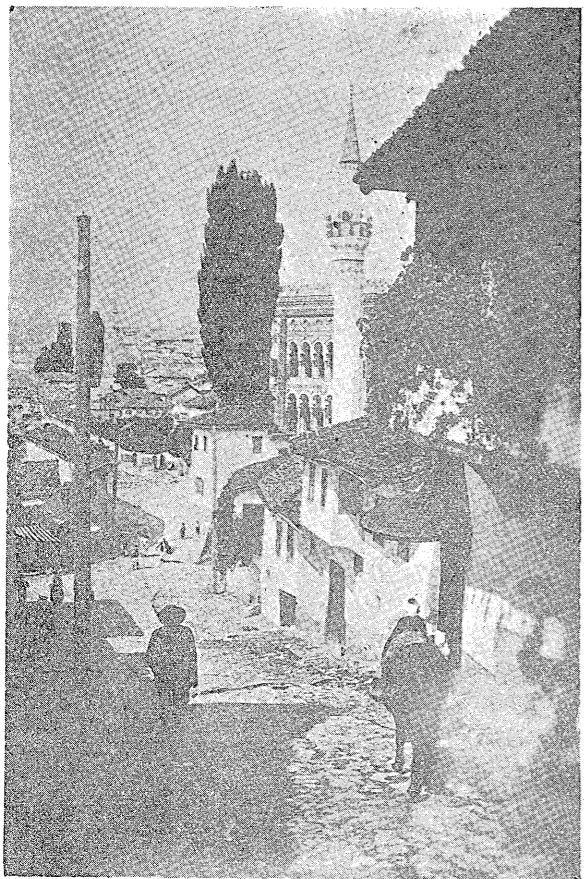
事件を捉らへて一にその罪を塞國に科し、一獨立國の到底忍ぶ能はざるの條件を強要して、飽迄も挑戰的態度に出でたるかと謂ふに、第一大塞爾維運動なるものが、埃國の安危休戚に關する重大なる意義を有するが爲めである。蓋し埃國はその面積並に人口に於ては優に歐洲第一等國の地位を占むるものゝ、その實基礎の極めて薄弱にして、且つ不自然なる各種異民族の一集合體に過ぎぬのである。之を殆んど同一民族より成る獨、佛、英、伊等の他の列強に比すれば、健全な國家的要素に於て及ばざること遙かに遠いのである。原來埃國なるものは、人の知るが如く、全人種宗教言語風俗を異にする匈牙利王國と埃太利帝國との人的合同に過ぎぬのである。單に國際上に於てこそ一見一國を成すが如きも、その實政治上に於ては兩者全たく憲法制度を異にし別國と異ならざるのである。然かるに兩國が互にその結合の必要を感ずる所以のものは、安固なる一大國として各自獨立するに足るの要素に於て甚だ缺如するが爲めである。即ち詳言せば兩國共にその住民に於て頗る複雑なる人種的關係を有して居るからである。そは何よりも明かに左の統計表が之を證明し得るのである。(一九一〇年調査)

獨逸人	九、五〇〇、三三三	匈牙利	三、三六六、三〇〇	合計	一二、八六六、六三三
埃太利人	一〇、九〇〇、〇〇〇	波斯尼亞人	三、三六六、三〇〇		
塞爾維人	一〇、九〇〇、〇〇〇	希臘人	三、三六六、三〇〇		
羅馬尼亞人	一〇、九〇〇、〇〇〇	其他	三、三六六、三〇〇		
其他	一〇、九〇〇、〇〇〇				
合計	三六、〇〇〇、〇〇〇				

族ヴーラス

ボエーメン人	六、四三三、六三三	匈牙利人	三、三六六、三〇〇	合計	九、八〇〇、〇〇〇
スロヴァク人	四、九七七、九六六	埃太利人	一〇、九〇〇、〇〇〇		
ルターネン人	三、五八八、八五五	羅馬尼亞人	一〇、九〇〇、〇〇〇		
塞爾維人	七、八三三、三三三	希臘人	三、三六六、三〇〇		
クロアチヤ人	一、五三三、三三三	其他	三、三六六、三〇〇		
スロヴェーネン人	一、五三三、三三三				
羅馬尼亞人	二、七三三、三三三				
伊太利人及ラチン人	七、八三三、三三三				
其他	三、三六六、三〇〇				
合計	三六、〇〇〇、〇〇〇				

即ち之に據れば、埃國の總人口は約五千一百萬なるも、之



部一のオヴセラサ

の内獨逸人種たる埃太利人は、僅かに一千二百萬人にして、匈牙利人は一千萬人である。然るに、スラヴ系統の各種民族に至つては實に合計二千五百萬人の多きに達して居る。而かもその北方のボエーメン人即ち一名チエツヘン人と、又南方の南スラヴ族たる塞爾維及びクロアチヤ人等は常に政府に反抗の態度を取り埃國に於ける獅子心中の蟲である。要するに斯くの如き内部の状態であるが故に、その領内に於ける大塞爾維運動は、實に國家の存在を危くする最も重大なる意義を有して居るのである。されば埃國政府が此の運動の抑壓に對して果斷の處置を取らんとするも誰れか之を非とするものがあらうか。

(八)

次に第二の理由は、近頃塞國が同族なる西隣の黒山國と協約の上、相合同して一王國(或は聯邦組織とも云ふ)と爲り、而かして塞國はアドリアテツク海に出口を獲取せんとするの計畫已成り、早晚之を實行するの運びに進み居たる事と、又埃國がスラヴ族の巴爾幹半島に於ける發展を抑制する一藩屏たらしむるの目的を以て伊太利と協力して建立せるアルバニア公國が爾來紛擾絶へず、今や全たく混沌

たる状態に立至りたるは、主として大塞爾維黨がその背後に於て之を煽動教唆して已まざるが爲めなる事とである。

更に又最後の理由としては、原來埃國は四方皆陸を以て圍まれ、僅かに外海に臨むは南方の一小地方に過ぎざるのである。而かも唯一の出口たる「アドリアチック」海はその一半伊太利の勢力範圍に屬し埃國の領海として全然之を視ることが出来ぬのである。是を以てバル幹半島を貫ぬきて直接に多島海上に出でんと欲するは埃國宿年の志望である。特に視線をサロニカ港に放ち、之を以て未來の門戸とせしめんと志して居た。即ち千九百八年エーレンタール伯の計畫せるサンジヤツク鐵道の如きも、此の理想を遂行せんとする爲めの伏線であつた。然かるに不幸にしてバル幹戰爭の結果、その通路たるサンジヤツク、ノヴィバザール地方を始めとし北マセドニア州は塞國の手に歸し、サロニカ港は又敵國の一なる希臘に占領せられ、宿昔の志望は之が爲め忽ちにして畫餅に歸したのである。故を以て埃國が機を見て此の新状態を破壊し、南下政策の障礙物を除去せんと欲しつゝあるは、之を察知するに難からぬのである。

即ち如上の理由こそ今回埃國が大決心を以て起ちたる所以にして、皇儲暗殺に對する問罪の如きは、畢竟好個の口實として之を利用したるに外ならぬのである。

戰爭の創痕未だ癒へざりし事として、已を得ず手を退けた。之が爲め塞國は無念遣る方なくも見す、埃國が爲すが儘に之に任かせたのである。

(十)

次で一昨年のバル幹戰爭に際し、塞國は戰捷の勢に乗じてアルパニアの北部に侵入し、アドリアチック海沿岸の地を占領し、漸やくにして始めて宿昔の志望を達した。然るに此時又埃國は直ちに大々的動員を行なひ、戰爭を賭して塞國に撤兵を脅迫し、遂に之を實行せしめた。之を見たる露國の憤慨は殆んど極度に達し、愈よ埃國に向かつて開戦せんと決心した。然かるに熱心なる英佛の仲裁に依り、一先づ大事に至らずして終はつた。尙その後即ち昨年のスタタリ及びアルパニア事件に際しても、塞國は埃國の威嚇に遭ひたること一再にして留まらなかつた。加之折角戦後土耳其より占領せる東歐鐵道の一部も、埃國が早やくも手を廻はしてその株券の殆んど全部を賣收し置きたるが爲め、愈よ之を我が國有とせんとせるも、埃國の苦情に遭ふて、容易にその目的を達すること能はず、交渉更に進捗せずして尙今日に至らつて居るのである。

斯くの如く塞國はその國家の發展を謀らんしすれば常に埃

歐洲大戰亂の真相 (長瀬風輔)

(九)

次に又塞國側に就て見るに、何故に大塞爾維政策遂行の急先鋒として埃國皇儲を暗殺するに至たりたるかと謂ふに、是れ亦深き理由の存するのである。蓋し塞爾維の地たる四方全たく陸に由て圍繞せられ、公海に出でんとすれば、必らず他國の地を経由せねばならぬのである。斯くの如くにして經濟上の發達を期せんと欲するは木に縁りて魚を求むの類である。されば又事實に於て塞國は經濟上に於て未だ獨立國の資格を有せざるのである。即ち關稅その他に於て、埃國の爲めに左右せられつゝあるのである。是に於てか由來久しくその門戸のアドリアチック海上に開かんとして、切りに畫策する所あつた。然るに常に埃國の爲めに妨礙せられてその志を達することが出来なかつた。現に千九百八年の秋十月埃國がボスニア、ヘルツェゴヴィナ兩州を併合するや、塞國は之を以て日頃より自己の勢力範圍と認め至大の望を未來に有し居たりし事としてその憤慨措く所を知らず、遂に干戈に訴へても之に反抗せんとした。仍て埃國も亦戰備を整へ之と開戦するの決心を示した。此の時自から塞國の後見者を以て常に任じつゝある露國は、最初塞國に聲援して、強硬の態度に出でしめたるも、會々獨逸皇帝の脅嚇に遭遇し、當時日露

國に壓迫妨礙せられてその志を達することが出来なかつたが爲め、怨恨深かく彼等の骨髓に達し、一日も之を忘るゝの時がなかつた。然かるに此の排塞政策の首領として目せられて居たのは埃國皇儲フェルヂナンド公であつたが、偶々先頃より埃國皇帝は病を得られて屢々危篤の報が傳はつた。仍つて大塞爾維黨員の密かに思ふ様には、皇儲フェルヂナンドがその帝位を継ぎ、愈よ果斷的排塞政策を遂行するに至たるの日も遠からざる事であらう。されば、今に當たつて之を無きものにせば、我が宿昔の目的を達することも容易であらう。是れを遂に今回の兇行を敢てするに至つた所以である。然るに又果して塞國が單獨に斯かる行動に出でたのであらうか、是れ大なる疑問である。それは兎に角埃國の問罪の最後の通牒に對して塞國が極めて冷靜なる態度を持し、その要求を拒絶すると同時に敢て開戦も辭しなかつた所以のものはその背後に露國の後援あるを得たからである。そは、過去の實例に徴して火を視るよりも明かである。されば吾人は露國が此の事件に關して如何なる行動に出でたかを究はむることの必要を認むるのである。

(十一)

抑も從來の關係上露國が埃國皇儲の暗殺事件に對して、塞

國に同情を表したるは、別に奇とすべきでは無いのである、況んや又露國人はフェルデナンド大公を以て大敵として嫌悪し措かなかつたに於てをやである。さればその兇變の報露都に傳はるや多くの新聞紙は大公に對して不謹慎の言辭を弄して憚からず、而かもその兇行者に對し多大の讚辭を呈するものすら尠なからなかつた。

斯くて埃國に於ける排塞示威運動の起るや、露都に於ても亦之に對抗して排埃運動を開始し、七月二十日の露國參議院の如きは満場一致を以て、埃國は露國に向かつて挑戦せり露國の之に對する唯一の回答は動員に在りとの決議を爲したりと傳たへられたのである。而かして愈よ埃國の最後通牒を塞國に發達するやその翌日即ち七月二十四日夜クラスノエ。セロの野營地に於て御前會議を開らき、塞國回答の延期と埃國要求の具體的説明を埃國政府に提議するに決し、次で翌二十五日には歐露全軍の動員準備を命じ、尙同夜の御前會議に於て愈よ戰備を整へ斷乎たる處置に備なへんことを決議した。

然るに是より先き數日前佛國大統領ボアンカレエは露都を訪問し、露帝と會見して互に慰懃なる言辭を交換したのであるが、その當時時局は之が爲め或は緩和を見るべきの望あるが如くに觀察したるものもあつた。蓋し佛國大統領は必ら

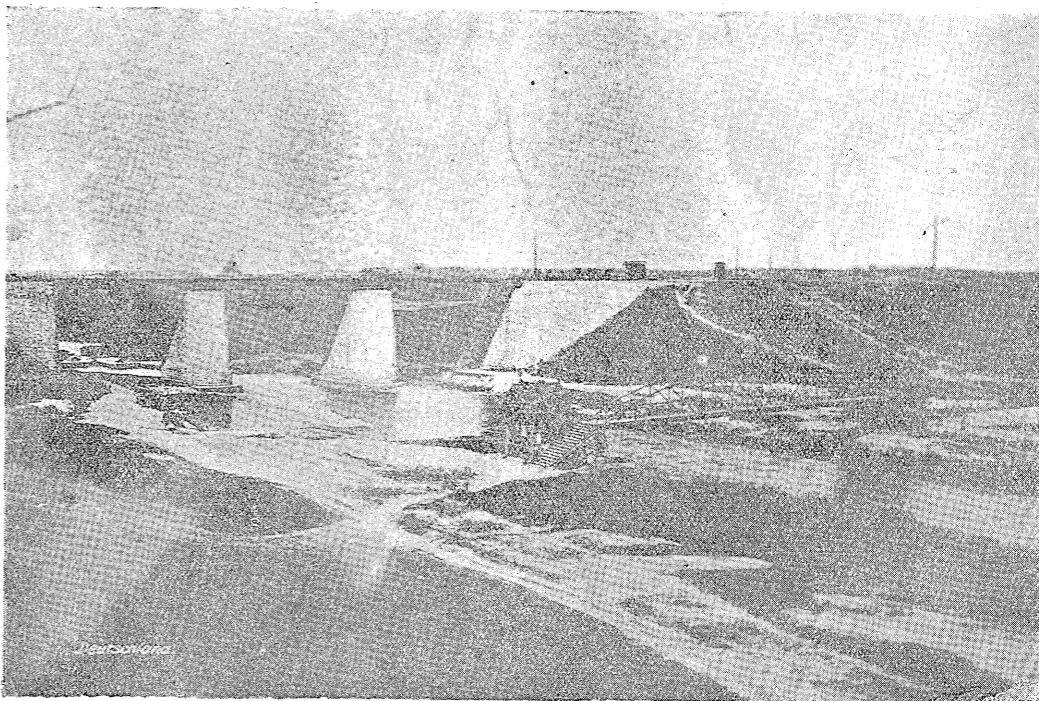
ず平和的解決に就て勸告する所あつたものと想像したからである。然るに事實は全く之に反し、爾來露國の態度は益々強硬に出で、現に七月二十八日露帝の樞密會議に於ける『吾人は隱忍已に七年有半に及び、業に已に充分の忍耐を示したり』との宣言は、殆んど宣戰の詔勅と異ならざるの感動を與へたのである。

(十二)

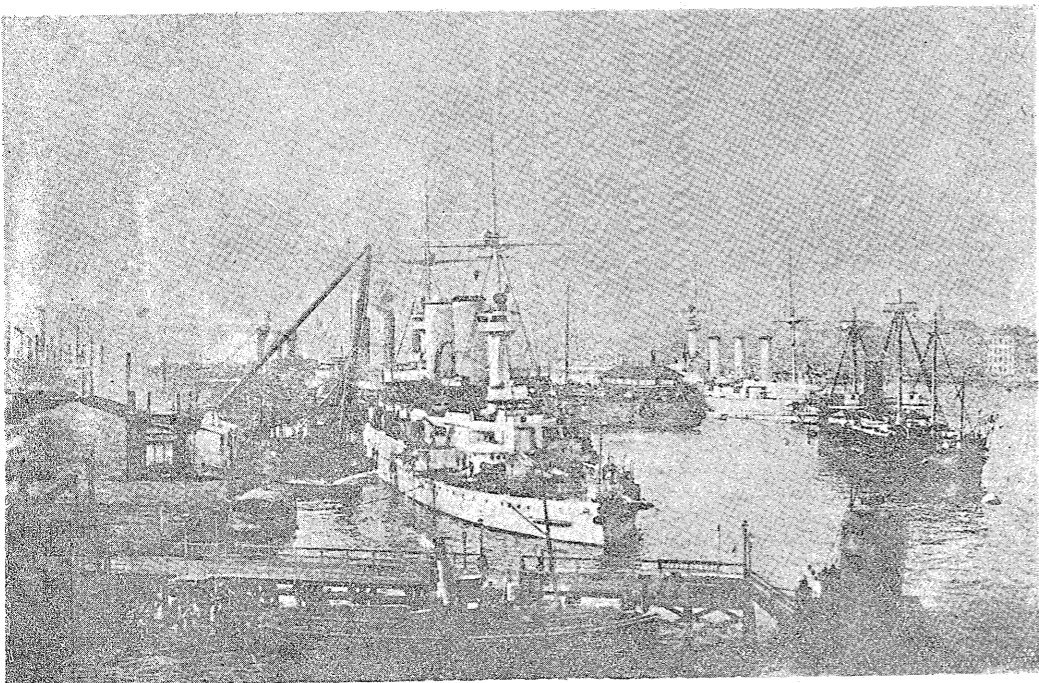
尙露國の埃獨兩國に對する外交顛末に關して露國外務省が八月一日附を以て公表せるものに據れば左の如くである。

駐塞埃國公使は七月二十二日塞國政府に最後通牒を與へ、四十八時間内に回答を要求せり、而して露國政府の駐露埃國大使よりの通牒内容の通知を受けたるはベルグランドに於て之を交付せしより十七時間の後にして埃獨國の要求中には到底容るゝ可らざるものあり且獨立國たるの體面を毀損すべき點あり、仍て露國は斯る要求の塞耳維の忍ぶ能はざるを察し、且之を以て埃獨國が巴爾幹に優先權を獲得せんとするを知り、埃獨國に對しその要求の條項を再議に附せられたき旨を勸告せり。然るに埃獨國は之が必要を認めずと答へ、在維也納各國使臣の勸告も共に何等の効を奏せざりき。

(境國の國三埃獨露)橋鐵のツツイウロソミ



港軍ルキ逸獨



塞國は皇儲殺害事件に關し、埃國に對して露國のみならず諸外國も期待せざる程なる敬意を表したるにも拘はらず、埃國公使は其回答を不満足なりとしベルグラードを撤退したり、是より先き露國は埃國の要求の餘りに過大なるを認め、傍看の中に立つ能はざる旨を傳たへ、同時に埃國の國威を毀損せざるを程度として解決し塞耳維の主權を没却するが如き要求を撤回するに在る旨を回答せり然るに獨逸は露國の此の提議を埃國の爲め容れ難きものと認めたり。

以上の如く我國の希望たる平和解決は不成功に終りたるを以て露國は遂に軍事的行動の範圍を擴張するの要に迫まれば、之に就き獨逸の質問に對し露國は萬一の場合自國の防備の爲め軍備を爲す旨回答せり。露國は一方軍備を施しつゝ他方面に在りては自國の主張容れらるゝ限り國争の解決を希望する意思を表せり。斯る平和的通牒に對し獨逸政府は七月三十一日露國に對し八月一日正午迄に露國の軍事的動作の中止を要求し、然らざれば獨逸は全國動員を令すべき威嚇的通牒を發し、翌八月一日を以て獨逸大使は我が外相へ宣戰布告を傳たへたり。

(十三)

である。されば塞國より改めて露國に調停なり或は干渉を乞はざる以上は、露國より進んで、埃國に向ひ抗議するの理由あるを發見し得ぬのである。

之を要するに吾人の見る所を以てすれば、埃露兩國間の此の事件に對するの行動は相方共に公明正大なるものと稱することが出来ぬのである。それと言ふのも外でも無い。本來兩國共に眞面目に皇儲暗殺問題を捉らへて論議しつゝあるの無い。他に大なる目的があつて、只之をその口實として利用したに過ぎぬのである。

若し左なくして單に右の暗殺問題より起りたるの衝突とせば是は餘りに大人氣なき話である。中古時代の君王萬能時代なればいざ知らず、第廿世紀の今日に於て一皇族の暗殺事件より歐洲一般の大禍亂を惹起せるは、無意義不合理も甚たしと謂はざるを得ないのである。

是に於てや吾人は別に説があるのである。即ち此の兩國開戦の眞の原因として視るべきものは、巴爾幹戰爭の結果より生じたる汎スラヴ主義と汎日耳曼主義との避く可らざる衝突即ち是なのである。今吾人は是に對して自己の持論を云爲するよりも寧ろ左記の諸説を紹介し賢明なる讀者の判斷に任さんと欲するのである。

右の外交顛末に據るときは露國側に充分道理ある様に思はれるのであるが、乍併、冷静に之を觀察すれば、頗ぶる不可解の點多きを發見するのである。第一露國は皇儲暗殺事件に對して之を唯尋常一様の出来事の如くに認めて居る様に思はれるのである。若し露國にして毫も塞國政府が此の陰謀に關係せざるものとせば、何故にその理由の下に埃國に抗議を提出しなかつたのであらうか。又之に反して多少その事實なるを認めたとすれば、一先づ塞國をして謝罪使を埃國に派遣せしむるのが至當では無からうか、その上にも、尙埃國が理不盡なる要求を塞國に向つて爲したる場合には、飽迄抗議するも好であらう。或は又その反省を求むるのも至當であらう。然るに事の茲に出でずして唯回答の延期を提議し、之と同時に已に軍事的行動に出でたるは、人をして果して露國に平和的解決の誠意ありしや否やを疑はしむるのである。さりとして吾人は又埃國の最後通牒なるものを是認するのであれば、寧ろ過酷に失すると同時に塞國の獨立國たるの體面を毀損したるものと爲すに敢へて躊躇せざるのである。されど、是は塞國自から之に對して抗議すべき筈であつて、第三者なるもの、容喙すべき性質のもので無からうと思ふ。蓋し塞耳維はたとひ小なりと雖も獨立國である。未だ曾て露國が公然之を己れの保護國として發表したるを聞かぬの

(十四)

昨年二月の佛國コレスボンダ誌上に於ける無名氏の「巴爾幹の將來」と題する論說中に左の如く説いて居る。

阿士曼帝國の維持なるものは由來歐洲列國均勢上の重要な一要素なりき。即ち一八一五年以來列國は皆此の均勢を保つを以て各々外交政策の基礎としたり。斯して土耳其はスラヴ族と日耳曼族とのボスフォラス海峡にその優勢を争ふの一障礙物として保持せられたりしが、今回の巴爾幹戰爭の結果此の障礙物は崩壊せられ、歐洲大戰爭は之が爲めその機會を絶たれずして反つて必至避く可らざるものと爲れり。今や土耳其の消滅に因り埃露の角逐明白に現出し來れり。是れ將來の最大患にして數多の事件更に之より益々發生せん。予は獨逸維廉二世の踐祚以來再び獨逸戰爭を見るべしとは一度も思ひしことなく又英獨戰爭も起るべしとは決して思はざりしも、今日に至りては、獨逸人とスラヴ人との戰爭は必らず避く可からざるものと思惟す。

獨逸經濟學の泰斗シユモラ教授は本年一月ノイエフライエブレツセ紙の新年號に於て三國同盟と題する論文中に左の如く説いて居る。

露國の東方及び波斯灣に向かつての膨張は殆んど底止する所を知らざると同時に、尙黒海及びバル幹半島に於て益々勢威を振はんと欲して已まず。是に於て伊太利はその進路に於ける一大障礙物たり。實にバル幹同盟と云ひ、バル幹戦争と云ひ共に皆露國僭勢力の蕙讓して遂にその發生を見たるものならずんば非ず。ガリチア國境に於ける露國の脅威は最近數年間塙國を苦しめたること一再にして止まらざりき。

世の樂天者流は曰く「バル幹基督教國の成長して遂に各々獨立するに至りたるは應て塙露關係の親善を誘致するなるべし」と。されど是れ大なる疑問なり。

要するに塙國に取り最上の防禦者は獨逸なり。曾てビスマルクは露國に向ひて爲せる「卿等が維也納に達するに先だち卿等は塙國軍とのみならず又獨逸軍とも戦ふの覺悟なかる可らず」との回答は今も昔も異なる所なし云々

(十五)

尙又「露國は昨年來大々の軍備擴張に従事し、二十五億萬法の新外債は主として之が爲めに投資せられ、今より二三年を出でずして平時兵力百三十萬に達し、都合四十軍團中三十三軍團を以て歐洲露西亞に備ふるに至るべく、而してその目

の狀態に適應するものとなり、須からく此際自から攻勢を取つて露國と戦ふの覺悟なかる可らず」と主張したのである。

(十六)

讀者若し此等の諸説を綜合して考一考する所あらん乎、今次露對獨塙間の開戦を見るに至りたるの真相自から明瞭な

歐洲列強の合縱連衡

田中萃一郎

歐洲近世史に所謂勢力均衡、略して均勢と云へるは、蘇秦張儀等戰國策士の合縱連衡に異ならず。蘇秦が身に六國の相印を佩びて從約の長と爲りしは、横暴なる強秦の銳鋒を挫きて之をして覇を中原に稱せざらしめんが爲にして、國際法學者が好んで口にする均勢の原則は、ヒュームの會て指摘せるが如く、古代の政治學者も實際政治家も夙に之を看破したり。蓋し均勢の原則は自己保存の本能に促され、經驗上自ら發達したる常識的教理にして、第十七世紀の初、グロチウス等出でて國際法の成立するに及び、遂に外交政策の原理と見做さるゝに至れり。かくて均勢によりて列強中に覇者の現はる

歐洲列強の合縱連衡 (田中萃一郎)

的たる主として獨逸と戦はんが爲めにして、今やその西境即ち獨逸國境に向かつて戦備に汲々たり」とは、本年二月廿四日獨逸ケエルニッセ、ツァイツング紙の露都通信が警告したる所であつたが、之が爲め端なくも露獨兩國の反感を惹起し、猛烈なる新聞紙上の論戰と爲つた事は、世人の記憶に尙新たなる所であらう。

然かるにその當時世人の多くは之に對して樂天的に看過し何等大なる注意を拂ふもの少なかつたのであるが、吾人は之に關して「露獨反感の真相」と題し五月一日の外交時報に於て之を論じたる事があつた。その大要は世の樂觀説を排し、事態の頗る重大なるものあるを論じ、且讀者の參考として三月九日の伯林ターゲブラット紙に寄載せる「露西亞の隣國」と題する某有力なる外交官の筆に成れる論文を譯出したのである。之に據ると「今やバル幹に於ける露國の成功は汎露主義の旺盛を誘致し、之が爲め塙國は苟くも獨立國の忍ぶ能はざるの屈辱を蒙むり、獨逸も亦將に近き將來に於て斯くの如きことあらんとす。吾人は已に堪ゆべきを忍んで、今やその極限に達せり。是れ以上の讓歩を忍ぶの雅量を有せず」と極言し「ビスマルクが言へる敵の準備の完成を待つて之と防戦せんとするは愚の極にして、我より敵の未だ備へざるに乘じて攻勢に出でざる可らず」との格言は實に現下に於ける獨

らん。要するに今回の歐洲戰亂はバル幹問題に胚胎したるものにして、由來該半島の地が歐洲禍亂の伏魔殿と稱せられたる以所の偶然に非ざるを知るに足るべきである。尙又英佛伊並にバル幹諸邦の之に對するの態度に至つては更に稿を改めて之を論述しやうと思ふ。(八月十三日稿)

るを妨ぐべしとの説は、フエネロン之をブルゴニーの青年公爵に與へたる「治道大要」のうちに唱へ、フリードリヒ大王之を「排マキアヴェリ主義論」のうちに發表し、降て千八百六年に至り、フリードリヒ・フォン・ゲンツ之をその著「均勢論」のうちに明快に論述したり。佛國の太陽王ルイ第十四世併にナポレオンに對して、列強の合縱せるは全く均勢の原則に従て行動せる結果にして、ウエストファールの媾和條約以後ウィーン公會に至るまで、百六十七年間に亘りて歐洲に天地を震撼したりし戰亂は、一としてその口實を均勢の恢復に藉らざるはなかりき。第十九世紀の中葉に於ては新に勃